

大財第 104 号
平成 28 年 3 月 28 日

大阪市会議長 東 貴 之 様

大阪市長 吉 村 洋 文

議案第 104 号大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の
策定についての一部修正の承諾を求めることについて

平成 28 年 2 月 16 日に提出した議案第 104 号大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定についての一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

- 2 中「設立した」を「設立する」に改める。
- 3 (2) 中「引き継いだ」を「引き継ぐ」に改める。
- 5 (4) 中「引継ぎ後概ね 5 年程度」を「少なくとも 10 年」に改める。

理 由

本議案が付託されている交通水道委員会での審議状況を踏まえ、大阪シティバス株式会社への本市自動車運送事業引継ぎ後の路線、運行回数、運賃等の維持期間に対する市民・利用者の不安などに対応するため。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について (抄)

2 大阪シティバスの株式の所有

大阪市高速鉄道事業会計に属する大阪シティバスの株式は、大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業を引き継ぐために本市が出資を行い**設立した株式会社** (以下「**新設立する**設会社」という。)に引き継ぐものとする。

3 大阪市自動車運送事業会計に属する資産及び負債の取扱い

(1) 省 略

(2) 大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えした資産のうち大阪シティバスがバスの運行に必要な資産の取扱い

大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えした資産のうち、大阪シティバスがバスの運行に必要な営業所、バス車両等の資産は、大阪市高速鉄道事業会計の資産を**引き継いだ新設会社**が大阪シティバスへ賃貸するものとする。

引き継ぐ

(3) 省 略

5 引継ぎに際して大阪シティバスに求める事項

(1) - (3) 省 略

(4) 路線、運行回数、運賃などは原則として引継ぎ後概ね5年程度は引継ぎ時の水**少なくとも10年**

準を維持するものとし、その後も本市の交通政策部門が設置する「バス運行にかかる協議体」に参画し、協議・調整を行いながら、必要な路線の維持とより良いサービス提供を目指していくこと

(5) 省 略